

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
8	10	1	4	6	鉄道、空港、港湾の位置等	<p>鉄道は、青森駅を中心に、八戸方面へ向かう青い森鉄道と、弘前方面へ向かう奥羽本線、さらには、新青森駅を中心に東北新幹線と北海道新幹線が整備されている。</p> <p>空港は、市内南側、青森地区と浪岡地区の中間地点である高田地区、標高約200mの高台に位置し、3,000mの滑走路を有する青森空港があり、札幌、東京、名古屋、大阪の各国内線及びソウルの国際線の5路線が就航し、各大都市等と結ばれている。</p> <p>港湾は、陸奥湾の最奥部に、国の重要港湾に指定されている青森港があり、本港地区、沖館地区の埠頭の岸壁には、大型クルーズ客船の寄港が可能となっている。</p> <p>また、フェリーは、函館、佐井との定期便が就航しており、北海道との車両移動のための要所となっている。</p>	<p>鉄道は、青森駅を中心に、八戸方面へ向かう東北本線と、弘前方面へ向かう奥羽本線、さらには、函館方面へ向かう津軽海峡線が通っている。</p> <p>また、平成22年度の開業を目指し、新青森駅と八戸駅をつなぐ東北新幹線の整備が進んでいる。</p> <p>空港は、市内南側、青森地区と浪岡地区の中間地点である高田地区、標高約200mの高台に位置し、3,000mの滑走路を有する青森空港があり、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の各国内線及びソウル、ハバロフスクの国際線の7路線が就航、各大都市等と結ばれている。</p> <p>港湾は、陸奥湾の最奥部に、国の重要港湾に指定されている青森港があり、本港地区、沖館地区、油川地区に埠頭を有しており、岸壁については、水深10.0m、延長280m、3万トンクラスの船舶が寄港可能な本港地区の新中央埠頭、水深7.5m、延長200m、6千トンクラスの船舶が寄港可能な沖館地区のフェリー埠頭などがある。</p> <p>_____フェリーは、函館、室蘭、佐井との定期便が就航しており、北海道との車両移動のための要所となっている。</p>	・現況に修正
9	10	1	4	6	鉄道、空港、港湾の位置等	<p>【地図中】</p> <p>青い森鉄道 津軽線 東北新幹線 北海道新幹線</p>	<p>【地図中】</p> <p>JR東北本線 津軽海峡線 (東北新幹線整備路線)</p>	・現況に修正
10	10	1	4	7	石油コンビナート特別防災区域の指定状況	<p>青森地区石油コンビナート等特別防災区域に指定されている石油貯蔵施設は、沖館地区に青森地区石油コンビナート基地(貯蔵量約122,000KL)がある。</p>	<p>青森地区石油コンビナート等特別防災区域に指定されている石油貯蔵施設は、沖館地区に青森地区石油コンビナート基地(総タンク量102,096.7KL)がある。</p>	・時点修正
11	12	1	5	2	緊急処理事態	<p>緊急処理事態は、～(中略)～ 国家として緊急に対処することが必要な事態である。</p> <p>市国民保護計画においては、緊急処理事態として、国の基本指針及び ひ 県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。</p> <p>なお、国の基本指針及び 県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。</p>	<p>緊急処理事態は、～(中略)～ 国家として緊急に対処することが必要な事態である。</p> <p>市国民保護計画においては、緊急処理事態として、ひ 県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。</p> <p>なお、ひ 基本指針及び 県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。</p>	・文言の整理
12	14	2	1	1	1 市における組織・体制の整備	<p>市民政策部 1 市民政策部分掌事務に係る被災情報の収集に関する こと 2 広報に関すること 3 その他市民政策部分掌事務のうち国民保護措置又は 緊急対処保護措置に関すること</p>	<p>(記載なし)</p>	・現行体制への修正
13	14	2	1	1	1 市における組織・体制の整備	<p>市民生活部 1 市民生活部分掌事務に係る被災情報の収集に関する こと 2 その他市民生活部分掌事務のうち国民保護措置又は 緊急対処保護措置に関すること</p>	<p>市民文化部 1 市民文化部分掌事務に係る被災情報の収集に関する こと 2 外国人に対する避難情報提供の支援に関すること 3 その他市民文化部分掌事務のうち国民保護措置又は 緊急対処保護措置に関すること</p>	・現行体制への修正
14	15	2	1	1	1 市における組織・体制の整備	<p>経済部 6 外国人に対する避難情報提供の支援に関すること 7 その他経済部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急 対処保護措置に関すること</p>	<p>経済部 6 その他経済部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急 対処保護措置に関すること</p>	・現行体制への修正
15	16	2	1	1	2 青森地域広域事務組合における平素の業務	<p>(事務局事務分担の表の下に、現計画2-1-1-3青森消防本部事務分担 の表を加える)</p>	<p>(記載なし)</p>	・現行体制への修正

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
16	16	2	1	1	3 青森地域広域消防事務組合消防本部における平素の業務	(削除)	青森地域広域消防事務組合消防本部(以下「青森消防本部」という。)は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から次に掲げる事務分担に基づき、体制の整備を行うものとする。	・現行体制への修正
17	17	2	1	1	3 市職員の参集体制	3 市職員の参集体制	4 市職員の参集体制	・No.16の項目削除に伴う項番号の変更
18	17	2	1	1	3 市職員の参集体制	(3)市の体制及び職員の参集基準等 【職員参集基準の表中】 危機管理課体制 危機管理課職員が参集する。	(3)市の体制及び職員の参集基準等 【職員参集基準の表中】 危機管理担当課体制 危機管理担当課(総務部総務課)職員が参集する。	・現行体制への修正
19	17	2	1	1	3 市職員の参集体制	(4)市職員への連絡手段の確保 市職員は、常時、電話・メール等による参集時の連絡手段を確保する。	(4)市職員への連絡手段の確保 市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等_____の連絡手段を確保する。	・文言の整理
20	18	2	1	1	3 市職員の参集体制	(5)職員の参集が困難な場合の対応 市職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。	(5)職員の参集が困難な場合の対応 市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。	・文言の整理
21	18	2	1	1	3 市職員の参集体制	(5)職員の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長の代替職員の表中】 代替職員(第1順位) 第1号副市長 代替職員(第2順位) 第2号副市長 代替職員(第3順位) 浪岡区長	(5)職員の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長の代替職員の表中】 代替職員(第1順位) 危機管理監 代替職員(第2順位) 助役 代替職員(第3順位) 自治体経営監	・現行体制への修正
22	18	2	1	1	3 市職員の参集体制	(5)職員の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長の代替職員の表の下】 ※副市長の号数は「青森市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則」を準用	(5)職員の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長の代替職員の表の下】 (記載なし)	・現行体制への修正
23	18	2	1	1	4 消防機関の体制	4 消防機関の体制	5 消防機関の体制	・No.16の項目削除に伴う項番号の変更
24	19	2	1	1	5 国民の権利利益の救済に係る手続等	5 国民の権利利益の救済に係る手続等	6 国民の権利利益の救済に係る手続等	・No.16の項目削除に伴う項番号の変更
25	21	2	1	2	4 指定公共機関等との連携	(2)医療機関との連携 ～(略)～ また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。	(2)医療機関との連携 ～(略)～ また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。	・名称の変更

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
26	22	2	1	3		(2)非常通新体制の確保 ①施設・設備面 ・武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(全国瞬時警報システム[J-ALERT]、緊急情報ネットワークサービス[Em-Net]、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。	(2)非常通新体制の確保 ①施設・設備面 ・武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。	・新たな通信システムの追記
27	22	2	1	3		(2)非常通新体制の確保 ①施設・設備面 ・被災現場の状況を青森県総合防災情報システム等により収集し、市対策本部に画像等を提供する仕組みを構築する。	(2)非常通新体制の確保 ①施設・設備面 ・被災現場の状況を青森県総合防災情報システム(現場映像システム)等により収集し、市対策本部及び県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの管理・運用体制の充実を図る。	・用語の整理
28	24	2	1	4	2 警報等の伝達に必要な準備	(2)防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる全国瞬時警報システム[J-ALERT]、緊急情報ネットワークサービス[Em-Net]、同報系その他の防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大等を図る。	(2)防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大等を図る。	・新たな通信システムの追記
29	25	2	1	4	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	(1)安否情報システムの利用 市は、県と連携し、総務省(消防庁)が運用する安否情報システムを利用し、円滑な安否情報の収集・提供を行う。	(記載なし)	・新たな通信システムの追記
30	25	2	1	4	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	(2)安否情報の種類、収集及び報告の様式	(1)安否情報の種類、収集及び報告の様式	・No.20の項目追記に伴う項番号の変更
31	26	2	1	4	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	(3)安否情報収集のための体制整備 (4)安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	(2)安否情報収集のための体制整備 (3)安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	・No.20の項目追記に伴う項番号の変更
32	28	2	1	5	2 訓練	(2)訓練の形態及び項目 ② 警報・避難の指示等の内容の伝達・通知訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集・提供訓練	(2)訓練の形態及び項目 ② 警報・避難の指示等の内容の伝達____訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集____訓練	・文言の整理
33	30	2	2		1 避難に関する基本的事項	(1)基礎的資料の収集 ○避難行動要支援者関係の資料	(1)基礎的資料の収集 (記載なし)	・項目の追加

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由																																																																																																																																																																														
34	32	2	2		6 生活関連等施設の把握	<p>【生活関連施設等の種類及び所管省庁、所管県担当部局の表中】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法 施行令 第27条</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> <th>所管県担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td>(原発) 危機管理局、 (原発以外) エネルギー総合対策局、県土整備部</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> <td>危機管理局</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> <td>健康福祉部</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> <td>企画政策部</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> <td>企画政策部</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> <td>危機管理局</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>農林水産省 国土交通省</td> <td>農林水産部 県土整備部</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> <td>危機管理局</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> <td>健康福祉部</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> <td>危機管理局</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>危機管理局</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> <td>危機管理局</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> <td>危機管理局</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> <td>危機管理局</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬（医薬品医療機器等法）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> <td>健康福祉部 農林水産部</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物の内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>危機管理局</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> <td>健康福祉部 農林水産部</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> <td>危機管理局</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法 施行令 第27条	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	(原発) 危機管理局 、 (原発以外) エネルギー総合対策局、県土整備部	2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理局	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康福祉部	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画政策部	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	企画政策部	6号	放送用無線設備	総務省	危機管理局	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	県土整備部	9号	ダム	農林水産省 国土交通省	農林水産部 県土整備部	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機管理局	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部	3号	火薬類	経済産業省	危機管理局	4号	高圧ガス	経済産業省	危機管理局	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	危機管理局	6号	核原料物質	原子力規制委員会	危機管理局	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	危機管理局	8号	毒劇薬（ 医薬品医療機器等法 ）	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部	9号	電気工作物の内の高圧ガス	経済産業省	危機管理局	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	健康福祉部 農林水産部	11号	毒性物質	経済産業省	危機管理局	<p>【生活関連施設等の種類及び所管省庁、所管県担当部局の表中】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法 施行令 第27条</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> <th>所管県担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td>(原発) 環境生活部、 (原発以外) エネルギー総合対策局、県土整備部</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> <td>商工労働部</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> <td>健康福祉部</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> <td>企画政策部</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> <td>企画政策部</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>農林水産省 国土交通省</td> <td>農林水産部 県土整備部</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> <td>健康福祉部</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> <td>商工労働部</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>商工労働部</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> <td>環境生活部</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> <td>環境生活部</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬（薬事法）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> <td>健康福祉部 農林水産部</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物の内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>商工労働部</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> <td>健康福祉部 農林水産部</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> <td>総務部</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法 施行令 第27条	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	(原発) 環境生活部 、 (原発以外) エネルギー総合対策局、県土整備部	2号	ガス工作物	経済産業省	商工労働部	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康福祉部	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画政策部	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	企画政策部	6号	放送用無線設備	総務省	総務部	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	県土整備部	9号	ダム	農林水産省 国土交通省	農林水産部 県土整備部	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部	3号	火薬類	経済産業省	商工労働部	4号	高圧ガス	経済産業省	商工労働部	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	環境生活部	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	環境生活部	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	総務部	8号	毒劇薬（ 薬事法 ）	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部	9号	電気工作物の内の高圧ガス	経済産業省	商工労働部	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	健康福祉部 農林水産部	11号	毒性物質	経済産業省	総務部	<p>・県の組織改編及び薬事法の改正に伴う呼称の整理</p>
国民保護法 施行令 第27条	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局																																																																																																																																																																																		
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	(原発) 危機管理局 、 (原発以外) エネルギー総合対策局、県土整備部																																																																																																																																																																																		
	2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理局																																																																																																																																																																																		
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康福祉部																																																																																																																																																																																		
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画政策部																																																																																																																																																																																		
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	企画政策部																																																																																																																																																																																		
	6号	放送用無線設備	総務省	危機管理局																																																																																																																																																																																		
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部																																																																																																																																																																																		
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	県土整備部																																																																																																																																																																																		
	9号	ダム	農林水産省 国土交通省	農林水産部 県土整備部																																																																																																																																																																																		
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機管理局																																																																																																																																																																																		
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部																																																																																																																																																																																		
	3号	火薬類	経済産業省	危機管理局																																																																																																																																																																																		
	4号	高圧ガス	経済産業省	危機管理局																																																																																																																																																																																		
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	危機管理局																																																																																																																																																																																		
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	危機管理局																																																																																																																																																																																		
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	危機管理局																																																																																																																																																																																		
	8号	毒劇薬（ 医薬品医療機器等法 ）	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部																																																																																																																																																																																		
	9号	電気工作物の内の高圧ガス	経済産業省	危機管理局																																																																																																																																																																																		
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	健康福祉部 農林水産部																																																																																																																																																																																		
	11号	毒性物質	経済産業省	危機管理局																																																																																																																																																																																		
国民保護法 施行令 第27条	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局																																																																																																																																																																																		
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	(原発) 環境生活部 、 (原発以外) エネルギー総合対策局、県土整備部																																																																																																																																																																																		
	2号	ガス工作物	経済産業省	商工労働部																																																																																																																																																																																		
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康福祉部																																																																																																																																																																																		
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画政策部																																																																																																																																																																																		
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	企画政策部																																																																																																																																																																																		
	6号	放送用無線設備	総務省	総務部																																																																																																																																																																																		
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部																																																																																																																																																																																		
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	県土整備部																																																																																																																																																																																		
	9号	ダム	農林水産省 国土交通省	農林水産部 県土整備部																																																																																																																																																																																		
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部																																																																																																																																																																																		
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部																																																																																																																																																																																		
	3号	火薬類	経済産業省	商工労働部																																																																																																																																																																																		
	4号	高圧ガス	経済産業省	商工労働部																																																																																																																																																																																		
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	環境生活部																																																																																																																																																																																		
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	環境生活部																																																																																																																																																																																		
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	総務部																																																																																																																																																																																		
	8号	毒劇薬（ 薬事法 ）	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部																																																																																																																																																																																		
	9号	電気工作物の内の高圧ガス	経済産業省	商工労働部																																																																																																																																																																																		
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	健康福祉部 農林水産部																																																																																																																																																																																		
	11号	毒性物質	経済産業省	総務部																																																																																																																																																																																		
35	34	2	3	1 市における備蓄	<p>(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国・県及び市の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。</p>	<p>(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。</p>	<p>・文言の整理</p>																																																																																																																																																																															
36	36	2	4	2 武力攻撃事態等又は緊急対処事態において市民がとるべき行動等に関する啓発	<p>市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の施設等の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。</p>	<p>市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。</p>	<p>・文言の整理</p>																																																																																																																																																																															
37	37	3	1		<p>多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合などにおいては、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられることから、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。</p>	<p>多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合などにおいては、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられることから、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。</p>	<p>・文言の整理</p>																																																																																																																																																																															
38	37	3	1	1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	<p>(1) 危機管理課の体制 市は、市外からの情報により、市外における多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案の発生のおそれを把握した場合において、情報収集を行うため、総務部危機管理課職員による情報収集体制を速やかに構築する。</p>	<p>(1) 危機管理担当課体制の構築 市は、市外からの情報により、市外における多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案の発生のおそれを把握した場合において、情報収集を行うため、総務部総務課職員による情報収集体制を速やかに構築する。</p>	<p>・現行体制への修正</p>																																																																																																																																																																															

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由				
39	37	3	1	1	1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	(2)緊急事態連絡室の設置 ① 市は、現場からの情報等により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案発生のおそれがあることを把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、初動的に、市長、 副市長 、浪岡区長を中心とする緊急事態連絡室を設置する。その場合、総務部長及び 青森地域広域事務組合消防本部消防長 (以下「消防本部消防長」という。)、危機管理監など、市対策本部員等のうち事案発生時の対処に不可欠な少数の要員により構成する。	(2)緊急事態連絡室の設置 ① 市は、現場からの情報等により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案発生のおそれがあることを把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、初動的に、市長、 危機管理監、助役 、浪岡区長、 収入役及び自治体経営監 を中心とする緊急事態連絡室を設置する。その場合、総務部長及び 青森地域広域消防事務組合消防本部消防長 (以下「消防本部消防長」という。)など、市対策本部員等のうち事案発生時の対処に不可欠な少数の要員により構成する。	・現行体制への修正				
40	37	3	1	1	1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	【市緊急事態連絡室の構成等の表中】 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: center;">参集要員</td></tr><tr><td>・市長 ・副市長 ・浪岡区長 ・総務部長、消防本部消防長 (市対策本部員のうち必要な者) ・危機管理監 ・危機管理課職員</td></tr></table>	参集要員	・市長 ・ 副市長 ・浪岡区長 ・総務部長、消防本部消防長 (市対策本部員のうち必要な者) ・ 危機管理監 ・ 危機管理課職員	【市緊急事態連絡室の構成等の表中】 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: center;">参集要員</td></tr><tr><td>・市長 ・危機管理監 ・助役、浪岡区長、収入役、自治体経営監 ・総務部長、消防本部消防長 (市対策本部員のうち必要な者) ・総務課職員</td></tr></table>	参集要員	・市長 ・ 危機管理監 ・ 助役、浪岡区長、収入役、自治体経営監 ・総務部長、消防本部消防長 (市対策本部員のうち必要な者) ・ 総務課職員	・現行体制への修正
参集要員												
・市長 ・ 副市長 ・浪岡区長 ・総務部長、消防本部消防長 (市対策本部員のうち必要な者) ・ 危機管理監 ・ 危機管理課職員												
参集要員												
・市長 ・ 危機管理監 ・ 助役、浪岡区長、収入役、自治体経営監 ・総務部長、消防本部消防長 (市対策本部員のうち必要な者) ・ 総務課職員												
41	38	3	1	1	1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	(2)緊急事態連絡室の設置 ② 市民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、 副市長及び浪岡区長 等に報告するものとする。	(2)緊急事態連絡室の設置 ② 市民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、 危機管理監、助役、浪岡区長、収入役及び自治体経営監 等に報告するものとする。	・現行体制への修正				
42	39	3	1	1	1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置		(記載なし)	・市町村国民保護モデル計画に基づいた記述				
43	40	3	2	1	1 市対策本部の設置	(1)市対策本部の設置の手順 ③ 市対策本部員及び関係職員の参集 市は、対策本部員及び関係職員に対し、 災害時対策マニュアルや緊急連絡網 を活用し、対策本部に参集するよう連絡する。	(1)市対策本部の設置の手順 ③ 市対策本部員及び関係職員の参集 市は、対策本部員及び関係職員に対し、 職員参集システム等の連絡網 を活用し、対策本部に参集するよう連絡する。	・文言の整理				

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
44	41	3	2	2	市対策本部の組織構成及び機能等	<p>(1) 市対策本部の組織構成 市対策本部の本部長は市長をもって充て、副本部長に副市長及び浪岡区長をもって充てる。 本部員は、教育長、代表監査委員、公営企業管理者、市長事務局の部長(相当職にある者を含む。)、企業局の部長(相当職にある者を含む。)、教育委員会事務局教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、消防本部消防長、危機管理監をもって充てる。</p>	<p>(1) 市対策本部の組織構成 市対策本部の本部長は市長をもって充て、副本部長に危機管理監、助役、浪岡区長、収入役及び自治体経営監をもって充てる。 本部員は、教育長、代表監査委員、公営企業管理者、市長事務局の部長(相当職にある者を含む。)、企業局の部長(相当職にある者を含む。)、教育委員会事務局教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、消防本部消防長、<u> </u>をもって充てる。</p>	・現行体制への修正
45	41	3	2	2	市対策本部の組織構成及び機能等	<p>(2) 本部員会議及び対策本部事務局の機能 市対策本部に、市対策本部長、副本部長及び本部員をもって構成する本部員会議を置く。本部員会議は、国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する重要事項を協議する。本部員会議は、市対策本部長が主宰し、市対策本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。 本部員会議を設置した場合、市対策本部長は、必要があると認めるときは、青森地域広域事務組合事務局長及びその他必要と認める者を、本部員会議に出席させることができる。 また、市対策本部に、市対策本部長の意思決定を補佐するため、対策本部事務局を置き、必要に応じて市民政策部及び総務部職員により、次の表に掲げる機能を有する班を置く。</p>	<p>(2) 本部員会議及び対策本部事務局の機能 市対策本部に、市対策本部長、副本部長及び本部員をもって構成する本部員会議を置く。本部員会議は、国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する重要事項を協議する。本部員会議は、市対策本部長が主宰し、市対策本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。 本部員会議を設置した場合、市対策本部長は、必要があると認めるときは、青森地域広域事務組合特別理事、青森地域広域事務組合事務局長、青森公立大学事務局長及びその他必要と認める者を、本部員会議に出席させることができる。 また、市対策本部に、市対策本部長の意思決定を補佐するため、対策本部事務局を置き、必要に応じて<u> </u>総務部職員により、次の表に掲げる機能を有する班を置く。</p>	・現行体制への修正
46	42	3	2	2	市対策本部の組織構成及び機能等	<p>【市対策本部の組織及び機能の図】</p>	<p>【市対策本部の組織及び機能の図】</p>	・現行体制への修正
47	42	3	2	2	市対策本部の組織構成及び機能等	<p>(3) 市対策本部における広報等</p> <p>【市対策本部における広報体制】</p> <p>① 広報の総括 市対策本部における広報は広報広聴課長が総括する。</p> <p>② 広報手段 広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、市ホームページ、メール、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備する。</p>	<p>(3) 市対策本部における広報等</p> <p>【市対策本部における広報体制】</p> <p>① 広報の総括 市対策本部における広報は広報課長が総括する。</p> <p>② 広報手段 広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、市ホームページ、<u> </u>等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備する。</p>	・現行体制への修正 ・新たな広報手段の追記

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
52	50	3	4	1	1 警報の内容の伝達等	<p>【市長からの市民及び関係機関への警報の通知・伝達の流れ】</p>	<p>【市長からの市民及び関係機関への警報の通知・伝達の流れ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな通信システムの追記 ・放送事業者を追記
53	50	3	4	1	2 警報の内容の伝達方法	<p>(1) 武力攻撃事態等における警報の内容の<u>伝達等</u> ～(略)～ また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町会及び町内会への協力依頼などの防災行政用無線による伝達<u>のほか、市ホームページ、メールやSNS等利用可能な手段を活用し警報を伝達する。</u> ～(中略)～ ○「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合 この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政用無線やホームページへの掲載、<u>メールやSNS等の</u>手段により、周知を図る。ただし、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。</p>	<p>(1) 武力攻撃事態等における警報の内容の<u>伝達</u> ① ～(略)～ また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町会及び町内会への協力依頼などの防災行政用無線による伝達<u>する。</u> ～(中略)～ ○「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合 この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政用無線やホームページへの掲載<u>をはじめとする</u>手段により、周知を図る。ただし、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・用語の整理 ・新たな広報手段の追記
54	51	3	4	1	2 警報の内容の伝達方法	<p><u>(削除)</u></p>	<p>【全国瞬時警報システム(J-ALERT)が整備された場合の対応】 弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、本市において全国瞬時警報システム(J-ALERT)が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政用無線等を活用して迅速に市民へ警報を伝達することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな通信システムを別記
55	51	3	4	1	2 警報の内容の伝達方法	<p><u>③ 放送事業者である指定地方公共機関は、知事又は緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)により当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画に定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。</u> ④ (略) ⑤ (略)</p>	<p>(記載なし) ③ (略) ④ (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな通信システムの導入に伴う放送事業者の役割を追記 ・追記による番号の修正

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
56	51	3	4	1	2 警報の内容の伝達方法	(2) 緊急処理事態における警報の内容の <u>伝達等</u> ～(略)～ ① 市長は、知事から警報の通知を受けたとき、 <u>又は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)や緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)により警報の通知を受けたときは</u> 、国の対策本部長が定める警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じ、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。 ～(略)～	(2) 緊急処理事態における警報の内容の <u>伝達</u> ～(略)～ ① 市長は、知事から警報の通知を受けたとき_____は、国の対策本部長が定める警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じ、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。 ～(略)～	・用語の整理 ・新たな通信システムの追記
57	52	3	4	1	2 警報の内容の伝達方法	③ <u>放送事業者である指定地方公共機関は、知事又は緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)により当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画に定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。</u> ④ (略) ⑤ (略)	(記載なし) ③ (略) ④ (略)	・新たな通信システムの導入に伴う放送事業者の役割を追記 ・追記による番号の修正
58	52	3	4	1	3 緊急通報の伝達等	3 緊急通報の <u>伝達等</u>	3 緊急通報の <u>伝達及び通知</u>	・用語の整理
59	58	3	4	2	3 避難住民の誘導	(6) <u>要配慮者</u> への配慮 市長は、 <u>要配慮者</u> の避難を万全に行うため、 <u>避難行動要支援者</u> 支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、 <u>避難行動要支援者</u> への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 ～(略)～ (7) <u>大規模集客施設等における施設滞在者等の避難</u> <u>大規模集客施設や旅客輸送施設についても、市は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u> (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略)	(6) <u>高齢者、障がい者等</u> への配慮 市長は、 <u>高齢者、障がい者等</u> の避難を万全に行うため、 <u>災害時要援護者</u> 支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、 <u>災害時要配慮者</u> への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 ～(略)～ (記載なし) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略)	・用語の整理 ・国の基本方針の変更に伴う変更 ・追記による番号の修正
60	61	3	5	2	関係機関との連携	(1) 県への要請等 市長は、 <u>知事から救援の実施に関する事務の委任を受けた場合において</u> 、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。 (2) 他の市町村との連携 市長は、 <u>知事から救援の実施に関する事務の委任を受けた場合において</u> 、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。 (3) 日本赤十字社との連携 市長は、 <u>知事から救援の実施に関する事務の委任を受けた場合において</u> 、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。	(1) 県への要請等 市長は、 <u>事務の委任を受けた場合において</u> 、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。 (2) 他の市町村との連携 市長は、 <u>事務の委任を受けた場合において</u> 、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。 (3) 日本赤十字社との連携 市長は、 <u>事務の委任を受けた場合において</u> 、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。	・委任する者とその内容を追加

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
61	62	3	5		3 救援の内容	<p>(1) 救援の基準等 市長は、知事から救援の事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>(1) 救援の基準等 市長は、知事から救援の事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護法の救援事務の移管に伴う整理
62	62	3	5		3 救援の内容	<p>【参考 健国民保護計画における救援の内容】 3救援の内容 知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援を行う。</p> <p>知事は、「救援の程度及び基準」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出る。</p>	<p>【参考 健国民保護計画における救援の内容】 3 救援の内容 知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p>知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護法の救済事務の移管に伴う整理
63	68	3	6			<p>【安否情報収集・整理・提供の流れの図中】</p>	<p>【安否情報収集・整理・提供の流れの図中】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たな通信システムの追記
64	68	3	6		1 安否情報の収集	<p>(1) 安否情報の収集 ～(略)～ この場合において、市長は避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を円滑に行う。 ～(略)～</p>	<p>(1) 安否情報の収集 ～(略)～ この場合において、市長は避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を円滑に行う。 ～(略)～</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人登録制度の廃止に伴う整理

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
65	68	3	6		1 安否情報の収集	2)安否情報収集の協力要請 市は、消防機関からの情報収集を行うほか、 運送機関、医療機関、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、 必要な範囲において 、安否情報の収集についての協力を要請する。 ～(略)～	(2)安否情報収集の協力要請 市は、消防機関からの情報収集を行うほか、 あらかじめ把握している 運送機関、医療機関、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、 _____ 安否情報の収集についての協力を要請する。 ～(略)～	・市町村国民保護モデル計画に基づいた記述
66	69	3	6		2 県に対する報告	市長から知事への安否情報の報告は、 原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。) の送付により行うものとし、 これらの方法によることができない場合は、 口頭や電話などにより安否情報の報告を行う。	市長から知事への安否情報の報告は、 安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。) の送付により行うものとし、 次の事項に留意する。 ① 安否情報の報告は、 収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、できる限り電子データを電子メールで送信することにより行う。 ② ただし、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。	・新たな通信システム導入に伴う報告手段を迫記
67	74	3	7	2	4 消防に関する措置等	(4)緊急消防援助隊等の応援要請 市長等は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害若しくは緊急処理事態における災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、 緊急消防援助隊の応援等の要綱等に関する要綱 及び青森県緊急消防援助隊受援計画等に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接に、消防庁長官に対し緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。	(4)緊急消防援助隊等の応援要請 市長等は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害若しくは緊急処理事態における災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、 緊急消防援助隊運営要綱 及び青森県緊急消防援助隊受援計画等に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接に、消防庁長官に対し緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。	・用語の整理
68	75	3	7	2	4 消防に関する措置等	(4)緊急消防援助隊等の応援要請 市長等は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害若しくは緊急処理事態における災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の応援等の要綱等に関する要綱及び青森県緊急消防援助隊受援計画等に基づき、 知事に対して緊急消防援助隊の応援等が必要である旨の連絡を行う。要請の連絡を受けた知事は、消防長官に対し緊急消防援助隊の応援等を要請する。	(4)緊急消防援助隊等の応援要請 市長等は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害若しくは緊急処理事態における災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の応援等の要綱等に関する要綱及び青森県緊急消防援助隊受援計画等に基づき、 知事を通じ、又は必要に応じ直接に、消防庁長官に対し緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。	・緊急消防援助隊の応援等の要綱等に関する要綱との整合
69	75	3	7	2	4 消防に関する措置等	(8)安全の確保 ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。 その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。 ②(略) ③(略) ④(略)	(8)安全の確保 ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。 ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。 ③(略) ④(略) ⑤(略)	・文脈の整理

No.	頁	編	章	節	項目	修正後	修正前	理由
70	78	3	7	4		市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずるものとし、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。 <u>(以下削除)</u>	市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずるものとし、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。 <u>なお、県内に所在する原子力施設に対する攻撃による災害が生じた場合は、県を通じて情報の収集を図るとともに、県の指示に従って必要な措置を講ずるものとする。</u>	・武力攻撃等原子力災害への対処を別記
71	80	3	7	5		<u>第5 武力攻撃等原子力災害への対処</u> 市は、県内の原子力事業所が武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害を受けた場合には、県を通じて情報の収集を図り、県の指示に従って必要な措置を講ずるとともに青森市原子力災害対策計画の定めと同時の措置を実施する。	(記載なし)	・青森市原子力災害対策計画との整合
72	83	3	9		2 廃棄物の処理	(2)廃棄物処理対策 ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「 <u>災害廃棄物対策指針(平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)</u> 」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 ② ～(略)～	(2)廃棄物処理対策 ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「 <u>震災廃棄物対策指針(平成10年厚生省生活衛生局作成)</u> 」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 ② ～(略)～	・災害廃棄物対策指針の策定に伴う整理
73	共通				組織、役職の名称	<u>青森地域広域事務組合</u> <u>会計課、審査課</u>	<u>青森地域広域消防事務組合</u> <u>会計課</u>	・現行体制への修正
要配慮者					<u>要配慮者</u> <u>個別計画</u>	<u>高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者</u> <u>高齢者、障がい者、外国人等</u> <u>災害時要援護者等</u> <u>高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者その他特に配慮を要する者等</u> <u>高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の避難行動要支援者</u> <u>高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等自ら避難することが困難な者</u> <u>避難支援プラン</u>	・用語の整理	
文言等					<u>市民</u> <u>防災行政無線</u> <u>障がい者</u> <u>鑑み</u> <u>ジュネーブ</u> <u>取組</u> <u>あり方</u> <u>下</u> <u>更に</u> <u>基づき</u> <u>係る</u> <u>従って</u> <u>当たらせる</u> <u>適時適切</u> <u>以下</u> <u>国</u> <u>ゲリラ</u>	<u>国民</u> <u>防災行政用無線</u> <u>障害者</u> <u>かんがみ</u> <u>ジュネーブ</u> <u>取組み</u> <u>在り方</u> <u>もと</u> <u>さらに</u> <u>もとづき</u> <u>かかる</u> <u>したがって</u> <u>あたらせる</u> <u>適時かつ適切</u> <u>以下、</u> <u>わが国</u> <u>敵のゲリラ</u>	・文言や用語の整理	